

危機管理・健康福祉常任委員会及び
予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会
議事次第

令和6年6月21日（金）
午後1時30分～
於：第5委員会室

1 開 会

2 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）

3 閉 会

危機管理・健康福祉常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年6月府議会定例会)
(6月21日)

【健康福祉部】	
健康福祉部長	長谷川 学
健康福祉部保健医療対策監	奥 田 司
健康福祉部副部長 (総括・総務担当)	山 本 哲 也
健康福祉部副部長 (地域包括担当)	安 原 孝 啓
健康福祉部副部長(子育て・福祉担当)兼 こども・子育て総合支援室長	東 江 赳 欣
健康福祉部理事 (薬務課長事務取扱)	橘 昌 利
こども・子育て総合支援室企画参事	西 田 一 慶
健康福祉総務課長	南 部 慎 一
健康福祉総務課参事	原 圭 太 朗
地域福祉推進課長	杉 本 圭 哉
障害者支援課長	岩 田 高 明
医療課長	森 川 大 輔

(計 12 名)

危機管理・健康福祉常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年6月府議会定例会)
 (6月24日)

【健康福祉部】	
健康福祉部長	長谷川 学
健康福祉部保健医療対策監	奥 田 司
健康福祉部副部長 (総括・総務担当)	山 本 哲 也
健康福祉部副部長 (地域包括担当)	安 原 孝 啓
健康福祉部副部長(子育て・福祉担当)兼 こども・子育て総合支援室長	東 江 赳 欣
健康福祉部副部長 (健康担当)	十 倉 孝 之
健康福祉部理事 (薬務課長事務取扱)	橘 昌 利
こども・子育て総合支援室企画参事	西 田 一 慶
健康福祉総務課長	南 部 慎 一
健康福祉総務課参事	戸 田 英 和
健康福祉総務課参事	原 圭 太 朗
高齢者支援課長	松 尾 治 樹
医療保険政策課長	能 勢 弘 康
リハビリテーション支援センター長	近 藤 正 樹
地域福祉推進課長	杉 本 圭 哉
障害者支援課長	岩 田 高 明
家庭・青少年支援課長	能 勢 文 音
健康対策課長	古 川 浩 気
医療課長	森 川 大 輔

(計 19 名)

危機管理・健康福祉常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年6月府議会定例会)
(6月25日)

【危機管理監】	
危機管理監 (危機管理部長兼務)	南 本 尚 司
副危機管理監 (危機管理部副部長兼務)	坂 根 久 尚
危機管理監付企画参事	坂 根 誠一郎
危機管理監付企画参事	古 橋 勝 也

【危機管理部】	
危機管理部防災監	澤 熊 輝 力
危機管理部副部長 (原子力防災課長事務取扱)	松 村 弘 毅
危機管理部理事 (災害対策課長事務取扱)	小 松 靖 彦
危機管理総務課長	森 田 倫 明
消防保安課長	武 部 一 郎

(計 9 名)

危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表

議案番号	件名
3	京都府手数料徴収条例及び京都府薬物の濫用の防止に関する条例一部改正の件
7	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例一部改正の件
8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件
9	京都府精神保健福祉総合センター条例等一部改正の件

予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会
議案審査依頼表

議案番号	件 名
1	令和6年度京都府一般会計補正予算（第1号） 歳入中 第 12 款 繰 入 金 第 2 項 第 15 目 歳出中 第 4 款 衛 生 費 第 4 項

令和6年6月府議会定例会 危機管理・健康福祉常任委員会提出資料

(付託議案)

- 1 第3号議案 京都府手数料徴収条例及び京都府薬物の濫用の防止に関する条例一部改正の件
..... 1
- 2 第7号議案 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件
..... 2
- 3 第8号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件
..... 3
- 4 第9号議案 京都府精神保健福祉総合センター条例等一部改正の件..... 4

健康福祉部

第3号議案 京都府手数料徴収条例及び京都府薬物の濫用の防止に関する条例一部改正の件

1 改正の理由

「大麻取締法（昭和23年法律第124号）」及び「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）

- ① 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日までの間、準備行為としてなされる改正法附則第6条の規定による大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査手数料を徴収する。（第1条（附則）関係）
- ② 大麻取締法の題名の改正及び大麻取扱者免許等に係る制度の改正に伴い、所要の規定整備を行う。（第1条（別表第2）関係）

（2）京都府薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年京都府条例第52号）

大麻が麻薬及び向精神薬取締法に定める麻薬に含まれることとなることに伴い、所要の規定整備を行う。（第2条（第2条、第16条）関係）

3 施行期日等

（1）施行期日

改正法施行の日。ただし、2（1）の①は、改正条例の公布の日。

（2）経過措置

改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により行う大麻取扱者の事務について所要の経過措置を定める。

第7号議案 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例一部改正の件

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（以下「基準省令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）（以下「基準告示」という。）の一部改正に伴い、京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）（以下「条例」という。）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

認定こども園における保育及び教育に従事する職員等の配置基準を見直し、職員1人当たりの満3歳以上のこどもの人数を縮小することとした。（第4条、第19条関係）

年齢区分	改正前の配置基準	改正後の配置基準
3歳児	20人につき1人	<u>15人</u> につき1人
4・5歳児	30人につき1人	<u>25人</u> につき1人

3 施行期日

（1）施行期日

公布の日

（2）経過措置

当分の間、所要の経過措置を設けることとする。

第 8 号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件

1 改正の理由

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、進学準備給付金（生活保護世帯の高卒進学者に対する新生活立ち上げ費用の支援金）の支給対象が就職者まで拡大され、「進学・就職準備給付金」と名称が改められたことに伴い、マイナンバーを利用可能な事務を定める当該条例について所要の改正を行う。

2 改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成 27 年京都府条例第 7 号）について、以下の内容の改正を行う。

（1）独自利用事務に関する改正（第 1 条、別表第 1）

独自利用事務として規定している「外国人生活保護実施事務」のうち「進学準備給付金の支給に関する事務」を「進学・就職準備給付金の支給に関する事務」に改める。

また、外国人生活保護実施事務について、引き続き独自利用事務として条例に根拠を規定するよう改める。

（2）特定個人情報に関する改正（第 1 条、別表第 2）

特定個人情報として規定している「生活保護関係情報」及び「外国人生活保護関係情報」のうち「進学準備給付金の支給に関する情報」を「進学・就職準備給付金の支給に関する情報」に改める。

（3）異なる執行機関相互間での特定個人情報利用に関する改正（第 1 条、別表第 3）

同一地方公共団体内の異なる執行機関（知事と教育委員会）の相互間で特定個人情報を提供する事務として規定している「生活保護実施事務」及び「外国人生活保護実施事務」のうち「進学準備給付金の支給に関する事務」を「進学・就職準備給付金の支給に関する事務」に改める。

3 施行期日

公布の日

第9議案 京都府精神保健福祉総合センター条例等一部改正の件

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の一部改正（令和4年12月16日公布）に伴い、以下の対応を行うため、関係条例について所要の整理を行うもの。

2 改正の内容

（1）「就労選択支援」の指定基準を規定するための改正（国基準省令改正に基づき改正）

法改正により創設された新たな障害福祉サービスである「就労選択支援」の指定基準等を規定するため、次に掲げる条例について所要の改正を行う。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第37号）

（2）法改正に伴う項ずれによる改正

法改正により、次に掲げる条例について項ずれが生じたため、所要の改正を行う。

- ① 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第34号）
- ② 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第35号）
- ③ 京都府精神保健福祉総合センター条例（昭和57年京都府条例第16号）
- ④ 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成26年京都府条例第20号）

3 施行期日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（国通知等では令和7年10月1日の予定）

※今後指定を受ける事業者の準備期間を確保するため今回改正するもの。

令和6年6月府議会定例会

予算特別委員会

危機管理・健康福祉分科会

説明資料

(審査依頼議案)

健康福祉部

説明資料（審査依頼議案）目次

第1号議案	令和6年度京都府一般会計補正予算（第1号）	・・・ 1
-------	-----------------------	-------

第1号議案

令和6年度京都府一般会計補正予算(第1号)

健康福祉部

◇所管予算の概要

(単位:千円)

款	現計予算額	今回補正額	計
総務費	463,262	0	463,262
民生費	181,526,246	0	181,526,246
衛生費	14,941,829	34,000	14,975,829
計	196,931,337	34,000	196,965,337

◇令和6年度6月補正予算(案)主要事項

(単位:千円)

事項	予算額	財源内訳		事業の概要
		特定財源	一般財源	
地域医療人材確保加速化事業費	34,000	繰入 34,000	0	令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制が開始される中、特に医師が不足する中北部地域の医療提供体制を確保するため、緊急的に地域の医療機関に派遣できる医師を確保するとともに、医師不足・偏在の解消に向けた医師養成の取組を実施